◆ 風早自治協議会

「風早 自主防災」規約

(名 称)

第1条 自主防災組織の名称は「風早自主防災」と称する。 なお「風早自主防災」運営は、風早自治協議会事務局が行う。

(目 的)

第2条 地域防災計画の規定により、住民の安全・安心を守るべく、自主的な防災活動(火災・地震・津波・豪雨災害等)を行い、地域住民の防災に対する意識の高揚および被害防止、被害の軽減を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - ① 防災に対する知識の普及に努める。
 - ② 避難情報に伴う、公設避難所・一時避難所の開所・閉所運営支援。
 - ③ 災害発生時における情報収集と伝達。初期消火、救出と救護、応急手当てに関すること。
 - ④ 防災関連研修会、防災訓練の実施。
 - ⑤ 防災倉庫、資機材の管理運営。

(構 成)

- 第4条 この会の構成は、自治協議会事務局・各自治会長・班長もしくは自治会推薦者による防災委員とし、自治会長・自治会班長は当該自治会の任務遂行にあたる。
 - 2. 自治会長・自治会班長は原則防災委員となり、又、協議会防犯交通安全部会の委員を兼務する。
 - 3. 学識経験者は、協議会事務局で推薦し、役員会の承認を得る。

(役 員)

第5条 風早自主防災に次の役員を置く。

会 長1名副会長若干名事務局長1名理 事若干名学識経験者若干名監 事2名

(役員選出)

- 第6条 会長、副会長、事務局長、監事は、協議会事務局が担う。
 - 2. 理事は、自治会会長もしくは自治会代表者(17 自治会)。
 - 3. 学識経験者は、協議会総務企画部会で推薦する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、自治協議会、自治会就任期間とする。

(役員の任務)

- 第8条 会長は、会を代表し、運営を統括する。又、災害発生時には応急対策の指揮をとる。
 - 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときはその職務を行う。
 - 3. 事務局長は、会計及び事務を取り扱う。

- 4. 理事は、会務の処理を行う。
- 5. 学識経験者は、専門的な立場に於いて、意見・助言等を行う。
- 6. 監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会に報告する。

(会議)

- 第9条 会議は、定期総会・臨時総会、役員会とする。
 - 2. 定期総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に行う。
 - 3. 臨時総会は、役員会または会長が必要と認めた時召集する。
 - 4. 役員会は、会長が必要と認めた時召集する。
 - 5. 総会・臨時総会は、会長が議長を推薦する、役員会等は、会長が議長となる。
 - 6.会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 (防災計画)
- 第10条 この会は、災害等による被害防止、および被害軽減を図るため防災計画を作成する。
 - 2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - ① 防災組織の編成および任務分担に関すること。
 - ② 防災知識の普及に関すること。
 - ③ 防災および避難訓練に関すること。
 - ④ 災害発生時における情報収集と伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導に関すること。
 - ⑤ その他必要とする事項。

(会 計)

- 第11条 運営に関する費用は、風早自治協議会会計およびその他の収入をもって充てる。
- 第12条 予算は、総会の議決を経て定まる。
- 第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(監 査)

- 第14条 監査は毎年1回監事が行う。但し必要がある場合臨時に行うことができる。
 - 2. 監事は会計監査の結果を、総会に報告しなければならない。

(雑 則)

第15条 この会則に定めない事項で、運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

(附 則)

- ・この会則は、令和5年5月31日から実施する。
- ・この改正は、令和6年3月1日から施行する。

【内規および規定】 (運営内規)

- 1. 「風早自主防災」役員任務分担に関すること。
 - 〇 避難指示発令時
 - 公設避難所開設、市職員着任までの運営支援を行う。
 - 一時避難所、開所・閉所要請を発信する。
 - ・自治会長、自治会役員に避難情報、避難所開設情報を発信し、要支援者・高齢者等避難情報に 基づき、避難行動の助言もしくは支援を要請する。
 - 〇 大災害発生時
 - ・災害状況の把握、情報の収集など行い、避難所運営、ボランティア活動等、会長指示のもと早期対応すべく会議を開催する。

1) 風早自治協議会役員業務(風早自主防災担当者)

イ)会長・副会長:・自主防災関係、全般的な統括、理事会開催時議長となる。

・公設避難所開設・閉所、市職員着任までの運営支援を行う。

口) 事務 局員 : ・防災関連事務全般 (議案等は、総務企画部会承認を得る)。

・集会所、B&G、豊田高校等一時避難所の開設・閉所等の指示(メール

発信)。

・各自治会への行事支援及び通達を行う。

会議開催、市との連携(危機管理課、地域づくり推進課、生涯学習課)。

2) 風早自治協議会事務局業務

自治会長、市関係課及び風早地区社協との連携を図る。

イ) 要支援者個別計画 : 自治会長及び風早地区担当民生・児童委員等との連携を図り、個別

計画作成の支援を行う。

口) 防災関係研修会 : 防災、救急救命、消火器等の研修会、避難訓練計画へ繋げる。

(避難訓練、救急救命、消火器、AED等研修計画の作成)。

ハ) 土嚢づくり : 年1回、消防団との連携。

二) 消火器、AED、消火栓等の設置状況の確認・纏め等(⇒自治会調査・点検)。

ホ) 自主防災倉庫設置計画 : 未設置地区、自治会への対応を行う。

3) 自治会長業務

- ・風早自治協議会との連携を図り、自治会運営を行う。
- ・自治会防災委員は、自治会長・班長を原則とし、やむを得ない場合自治会内から推薦し、防 災委員として、事務局へ届け出る。任期途中変更が生じた場合も同様とする。任期について は、各自治会内の協議に委ねる。
- 防災委員は、風早自主防災及び防犯交通安全部会を兼務する。
- イ) 自治会関係、要支援者個別計画 : 自治会長中心に、地区民生児童委員及び福祉関係協力者と連携し、個別計画作成を行う。
- 口) 一時避難所開設・閉所、地区住民への配信、(地域集会所管理者等)。
- ハ)土嚢づくり参加、地区住民への呼び掛けを行う。
- 二)自治会避難訓練計画作成、訓練実施及び救急救命・消火器等研修(近隣自治会との連携)。
- ホ) 家族カードの更新(年1回)
- へ) 自主防災倉庫活用・管理(設置済関係自治会)。
- ト) 自主防災倉庫設置申請、協議会事務局へ申請(対象:未設置地区)。

(附 則)

- ・この内規は、令和5年4月27日から施行する。
- ・この改正は、令和6年3月1日から施行する。